

七、健康保険株式会社全額負担ノ件。

当社ハ健康保険法ニヨリ半額負担

八、月経時公休三日支給ノ事。

支給セズ

九、産前産後公休四週間支給ノ事。

健康保険法ニ依リ支給ス

十、五月一日ヲ公休トスルコト

現在実務セズ

十一、賞与支給並ニ特別賞与支給ノ件

従来ヨリ賞与ノ是レリ但シ特別賞与ハ賞与管ノ賞与時代ニ於テノミ支給セ

十二、退職手当ノ制定表表(半年毎ニ一ヶ月分トスルコト)

其ノ都度ノ重役会議ノ決定ニヨル

十三、徴兵手当後備召集中賃金全額支給ノ件

徴兵中ハ支給セズ

予後備召集中ハ職工ハ生計及給料ノ状態ニヨリニ分ノ一及至三分ノ一(同

ノ取扱者ナシ)社員ハ全額(一昨年ハ山口雄代、腰塚敏治代ニ五十日支給

セリ)(大演習)本年ハ鹿屋金藏代ニ三週間分)支給セツ、アリ。

十四、腰塚代調査委員会ヲ開クコト (会社法ニ依リ)

従来ストライキ及煽動ノ元兇ナルニ退社直前直後ニ於テ同一事業ヲ経営セ

ントスル関係カ事社ノ不利益ヲ喧傳セリヲ以テ支給(退職手当)ヲ保善ス

十五、誠者ヲ行ハサルコト

(会社ノ経営状態ニ於テハ解雇スルトナシトモ断言出来ナイガ)会社ノ為

メ忠實ニ働クモノハ絶対誠者ハマズ

十六、従業員全部ヲ新会社ニ引越カス事

新会社ニ設立セズ合併セテサレハ考慮ノ余地ナシ

十七、解散手当支給ノ事

十六項ニ依リ

十八、合併後七以上ノ事項ヲ引継ガ事

十六項ニ依リ